

農地に災害が発生したら早めに申請を！

問 建設課 公共工事計画室 整備・管理係 ☎ 92-7963

24 時間雨量が 80mm 以上の降雨や最大風速が 15m 以上の暴風などの異常な天然現象が原因で、農地や農業用施設が被災した際に、一定の要件に該当する災害復旧経費の一部を補助する制度があります。国への補助金申請の手続きが必要のため、被災後 2 週間程度で申請していただく必要がございますので、補助制度の利用を希望される方は建設課までご相談ください。

※申請書は建設課にてお渡ししています。

※申請が遅くなると補助が受けられない場合がありますので、ご注意ください。

▽申請上の注意

- ・申請書の略図は、目印になるものを記入して分かりやすく書いて下さい。
- ・災害発生場所には、赤布をつけた棒を立てて下さい。
- ・地権者もしくは耕作者による申請となります。
- ・申請には地番が必要となります。

国庫補助率

- ・農地…50%
- ・農業用施設…65%



▽災害復旧の対象施設

- 農地 → 田、畑（果樹園を含む）
- 農業用施設 → 水路、農道、ため池、頭首工 等

農地を転用する際には、事前に地域計画の変更が必要です

問 農林課 農地係 ☎ 92-7945

町では、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項の規定により、市街化区域を除くすべての農地について、令和 7 年 3 月に地域計画が策定されました。

地域計画の対象農地を「農業振興地域の農用地区域からの除外」や「農地転用」をする際には、地域計画の変更（対象農地を地域計画から除外すること）が必要になり、事前に「地域計画の変更申出」の手続きが必要となります。

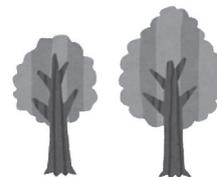
なお、地域計画の変更には、申出から公告まで約 2 カ月程度かかります。

従前より農地転用の手続きに時間を要しますのでご注意ください。

林の立木を伐採するときは届出が必要です

問 農林課 農林係 ☎ 92-7945

森林法（第 10 条の 8）により、森林を伐採する際には、あらかじめ町に伐採の届出をする必要があります。また、伐採する森林が「保安林」に指定されている場合や「1 ヘクタールを超える場合」は別の許可申請となり、佐賀県知事の許可が必要となります。詳しくは基山町のホームページをご覧ください。



町ホームページ

有料広告

あっ!という間にお湯を出す!

給湯器 のトラブルなら そくとう 即!湯サービス。

15時までにご連絡いただければ当日中に対応いたします

TEL 0942-83-3059

株式会社
OSUPRO トスプロ

住 所 / 佐賀県鳥栖市儀徳町2927番地1
営業時間 / 9:00~17:00 (月~土曜日)

※当日の業務の都合により、翌日以降の対応になる場合がございます。※定休日は受付のみ対応させていただきます。



登録サービスキャラクター
そくとうくん